

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

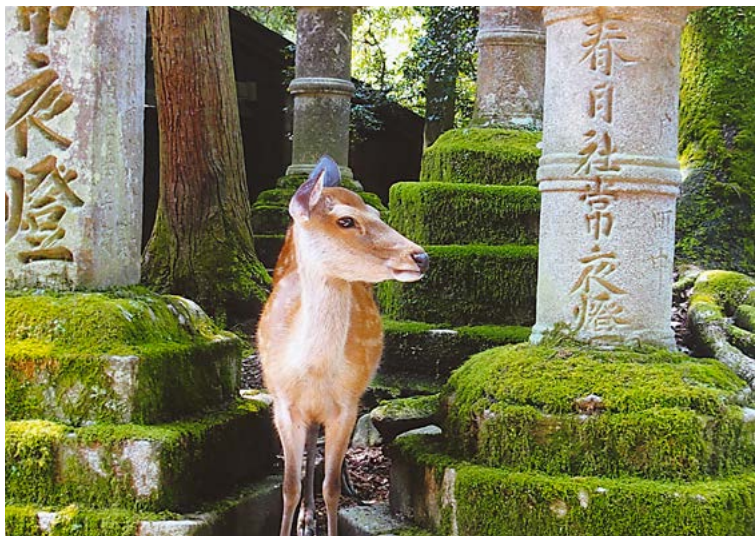
発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№615
2022.5.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

神奈川支部特集

- 安保法制違憲訴訟かながわ訴訟の報告…………… 関守麻紀子
育鵬社歴史・公民教科書、藤沢・横浜で不採択…………… 小池拓也
横浜燃ゆⅡ……横浜市長選挙に圧勝し、カジノを阻止した…………… 岡田 尚
【原発被害者訴訟最高裁決定を受けて】
東電には勝訴したものの、なお道半ば…………… 馬奈木徹太郎
—「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟
福島第一原発事故に関する避難者訴訟第一陣の最高裁判断について…………… 笹山尚人
[シリーズ：ウクライナ問題] ロシアのウクライナ侵攻と日本国憲法第九条（上）…………… 鈴木秀幸
【議長トーク】「立教大学人権ゼミのこと（その3）」…………… 上野 格
道警ヤジ排除訴訟 第一審勝訴!…………… 成田悠葵
期間限定裁判の問題について…………… 国府泰道
【シリーズ全国リレー・京都支部】2021年度青年法律家協会京都支部 活動報告…………… 岡田康平
司法修習生フォーラム（旧七月集会）のご案内とご支援のお願い



奈良の鹿

神奈川支部特集

安保法制違憲訴訟かながわ訴訟の報告

神奈川 関守麻紀子

二〇二二年三月二七日、安保法制違憲訴訟かながわ訴訟の判決が、横浜地方裁判所で言い渡された。

一 訴訟の概要

全国二二の地裁で展開されている二五の訴訟の一つである。

神奈川では、二〇一六年九月一六日、新安保法制法に基づく防衛出動等の差止め(民事訴訟)及び新安保法制法制定により被った損害の賠償を求めて提訴した。

その後追加提訴し、総勢四二二名の原告たちと、原告たちを支えるサポーターたち、そして弁護団により、訴訟を継続してきた。

神奈川県には、横須賀基地、厚木基地、キャンブ座間、ノースドック、相模総合補給廠等、重要な在日米軍基地が多数あり、自衛隊基地も多い。新安保法制法が制定されたことにより、これらがテロやアメリカの紛争の相手国・組織からの攻撃の対象とされることとなることへの不安、恐怖が強い。また、太平洋戦争を経験した原告も多い。横浜大空襲に被災し、火の海を逃げまどって生きながらえた原告もいる。

原告らにとって、新安保法制法が制定され、これまでできなかった戦争ができることとなったことは、恐怖であり、戦争で失われた多くの命の代償として得たともいふべき憲法九条を失うことであり、人格の根幹を揺るがされることである。

結審までに一四回の期日がもたれ、原告らは二一通の準備書面を提出して、新安保法制法の違憲性、原告らの権利(平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権)侵害、新安保法制制定後の日本の国家・社会の変容(自衛隊の能力、訓練の変容、日米の軍事的一体化の深化等)等を主張した。

二〇一九年一〇月には、証人尋問が実現し、元内閣法制局長官である宮崎礼壹氏、青井未帆学習院大学教授、日本ポランテアセンター代表今井高樹氏、東京新聞論説兼編集委員(当時)の半田滋氏にご証言頂いた。

このような原告らの主張・立証活動に対し、被告国は、原告らの主張するところは、法的に保護される権利・利益ではなく、原告らに権利侵害は認められない、したがって法の違憲性を判断する必要はない、との主張を貫き、訴状に対する認否すらまともに行わず、提出した準備書面は三通に留まった。

原告らは、被告国の書面に合憲性の主張があることを指摘し、訴状に対する認否反論を行うよう求め、裁判所が被告国に対し、事実上、これを促したこともあったが、被告は応じなかった。

安保法制成立時、当時の安倍首相は、今後、国

民に対し誠実に粘り強く説明を行っていく、と述べたが、国は、訴訟における主張すらまともに行わなかったのである。

二 判決の内容と評価

判決は、差止請求、国賠請求とも、棄却した。

しかし、次につなげる手がかりとしうる判断も示された。

1 一つは、人格権の内容である。

判決は、「平和的生存権」の具体的権利性は否定したが、国民が平和のうちに生存することは基本的人権の保障に必要な不可欠な基盤をなす条件である、と認め、「国民個人が戦争やテロ行為等により生命・身体を侵害される危険にさらされず、恐怖と欠乏から免れて日常生活を送る自由」が人格権として憲法二三条により保障される、と判示した。

もつとも、新安保法制制定により権利が侵害される具体的な危険が招来されたとは認められない、として、権利侵害を否定した。

「憲法改正・決定権」についてもその具体的権利性は否定したが、「主権者として蔑ろにされない権利」が憲法二三条により保障される、としている。

2 次に、裁判所による憲法判断についての見解を示した点である。

判決は、原告らの権利侵害を否定して、憲法判

断には踏み込まなかったが、争点に対する判断とは別に、「裁判所による憲法判断に関する原告らの主張について」という項をたて、「今後、本件各差止請求に係る命令及び事実行為が行われ、あるいは、行われる蓋然性が生じ、これらにより、原告らの人格権等が侵害される蓋然性が生じた場合には、裁判所が、上記各行為に対する差止請求が認められるかどうかを判断することになる」と判示した。集团的自衛権行使としての防衛出動、後方支援、協力支援、駆け付け警護等が実施されたりその蓋然性が生じ、原告らの人格権等が侵害される蓋然性が生じた場合には、裁判所が憲法判断をする、というのである。

原告らは、それでは遅い、一旦そのような蓋然性が生じてからでは中止することはできない、原告らの権利の回復は不可能である、と主張してきており、裁判所の判断は不服であるが、それでも、裁判所が憲法判断をしなければならぬ場合があると判示したことには、一定の意義があると考えている。

3 さらに判決は同項で、「関連二法については、『存立危機事態』として想定される事態の範囲など、規定の文言のみから直ちに明らかとはいえない部分もあり、今後、規定の想定する事態等について相当数の国民の理解ないし共通認識が不十分なまま、本件各差止請求に係る命令及び事実行為が行

われ、あるいは、行われる蓋然性が生じることになるとすれば、決して望ましいこととはいえない。上記蓋然性が未だ認められるに至っていない現段階のうちに、改めて、関連二法の内容について、行

政府による説明や立法院による議論が尽くされ、憲法が採用する立憲民主主義と平和主義の下、広く国民の理解を得て、国の安全保障に関連する制度が、国の平和と国民の安全を守るために適切に機能する制度として整備されることが望まれる。」と判示した。私たちは、裁判所が、新安保法制法がこのまま適用されることの危惧を表明し、憲法の立憲主義と平和主義の下で適切に機能する安全保障制度の再整備(新安保法制法の見直し)を国会及び政府に求めたものと理解している。

4 判決には、原告らの主張を丁寧に整理し、一つ一つ向き合って検討する姿勢が見られ、前記以外にも評価できる点がある。

判決の結論と、結論に至る判断過程は到底承服できるものではないが、裁判所の良心ともいえるべき良い点を梃子にして、控訴審では、新安保法制法が一見極めて明白に違憲である、という当然の判断を得たいと思う。

そのために、原告団、サポーター、弁護団が一丸となつて、引き続き力を尽くしていくつもりである。

育鵬社歴史・公民教科書、 藤沢・横浜で不採択

神奈川 小池 拓也

1 神奈川での不採択の意義

二〇二二年、横浜市と藤沢市は、いわゆる「つくる会」(歴史修正主義、反日本国憲法)系の育鵬社版中学校歴史・公民教科書を採択したが、九年を経た二〇二〇年、両市は歴史・公民とも育鵬社を不採択とした。全国最大の採択地区横浜市約二五五〇冊、藤沢市約三五〇〇冊。これら二市の合計約二九〇〇冊が全国に占める割合は約二・七%。育鵬社の全国採択数に占める神奈川の割合も前々回二〇二二年採択では優に過半数。大阪市等の新規採択があった前回二〇一五年も半数に迫る。育鵬社採択問題の半分は神奈川だった、といわざるを得ない。

神奈川での不採択は育鵬社の全国的退潮を決定的に押し止めた。愛媛で全滅。大阪ではほぼ全滅。新規採択は山口県下関市の歴史のみ、育鵬社のシェアは二〇一五年歴史六・五%、公民

五・八%から、二〇二〇年歴史は一・一%、公民〇・四%となった。

2 二〇一五年の採択継続

私は実は、前回(二〇一五年)の採択には不採択にできると思っていた。「つくる会」を推進した中田宏横浜市長は二〇〇九年、海老根靖典藤沢市長は二〇一二年に去り、彼らの任命した教育委員は一部のみ。私たちは、育鵬社教科書は高校入試に不利との入試問題分析を含む包括的な意見書やリーフを作成配付し、市民運動も進んでいた。

ところが、採択を決する藤沢市教育委員会では、青年会議所出身の教育委員長(海老根市長任命)を中心とした筋書のありそうな議論で育鵬社の教科書が採択された。さらに、横浜市教育委員会では傍聴人数二四名制限でその余は遠隔会場での音声の中継の中、社名を伏せての不思議な議論がなされ、

今田忠彦委員(中田市長任命)以外育鵬社支持とわかる意見はなかったにも拘わらず、無記名投票では歴史公民とも三対三。規則により岡田優子教育長のもう一票で育鵬社の教科書が採択された。

3 二〇二〇年の不採択に向けて

私たちは道徳の教科化を含め、学習会開催や市民団体での講演等にも取り組んできた。

二〇二〇年に入ると、コロナで街頭活動や集いが制約される中、青法協神奈川支部、社会文化法律センター神奈川支部、神奈川労働弁護団、自由法曹団神奈川支部の四団体連名の意見書を作成送付した。やはり「県内」「市民」の重みはあると思う。横浜藤沢両市教育委員会への申し入れ、教科書展示会への参加呼びかけや参考資料作成も行った。

私個人としては、事務所ブログに関係記事を書くと共に、ツイッターからも情報発信を行った。コロナで自宅にいる際には全国高校入試問題を五年分検討し、意見書を改訂した。育鵬社では入試で不利なことは、二〇一五年に何故か産経新聞が報じてくれたことも相まって、ある程度周知されたと思う(無論、中学教育は入試のためにあるわけではない)。

市民の力で、採択手続の透明化は進んだ。藤沢市では採択前段階で既に市立中学校の意見書育鵬社の低評価が公表されていた。横浜市は教育委員

会議の傍聴人数の制約は相変わらずだが、会議のネット上への動画配信がなされ、議論で社名は明らかにされるようになった。

こうして、横浜市、藤沢市とも育鵬社は不採択となり、神奈川県から育鵬社採択地区は消滅した。

4 成果と課題

育鵬社不採択は当年のみの取り組みでなしえた

ものではなく、二〇一四年に亡くなった阪田勝彦会員の取り組みを含め二〇一五年以前からの積み重ねの結果だと思う。

二〇一一年には、育鵬社のシェアは歴史三・七%、公民四・〇%と公民の方が大きかったのが、私たちの作成した意見書(主として公民教科書を対象)が発表された二〇一五年以降は、冒頭述べたとおり公民の方が小さくなっており、意見書の

成果かもしれない。

ただ、実際上は、育鵬社採択を推し進めてきた横浜市の今田忠彦委員、藤沢市教育委員長の退任が大きかったことは否めない。

また、学習指導要領の改訂等により他社教科書が育鵬社の記述に近づいてしまったことも問題であり、これからも活動を継続していく所存である(詳細は「前衛」二〇二〇年二月号拙稿参照)。

横浜燃ゆⅡ

……横浜市長選挙に圧勝し、カジノを阻止した

神奈川 岡田 尚



◆カジノ反対から市長選挙へ

私は、二〇二〇年五月二十五日付け「青年法律家」No.五九一に「横浜燃ゆ…カジノ阻止たたいの最前線から」を書いた。その最後を、「横浜カジノはつぶせる!」と締めくくった。本稿はその後日談である。

「カジノの是非を決める横浜市民の会」が提起

した住民投票運動は、コロナ禍で三密を避けながらも二〇万八七一九筆の署名を集め、法定数の三倍を超える一九万三二九三筆が有効(九二・五六%)とされて成立した。ところが昨年(二〇二一年)一月初めの市議会で市長は「住民投票の意義が見出し難い」、自民・公明は「こんな重要な問題を軽々に市民の意見を聞くべきではない。費用がもつたない」などとして住民投票条例案をあ

つさり否決。市民の怒りは収まらず、この決着は夏の市長選挙でつけようと「カジノ反対、住民自治をとり戻す」をスローガンに、「カジノ反対の市長を誕生させる横浜市民の会」(以下「誕生させる会」)を結成した。

横浜市長選は、「カジノ反対」という単なる「一つの要求課題の獲得闘争」ではない。地方自治体の「権力奪取闘争」である。複雑な動きが当然出てくる。そんななかで基本線を明確に示してくれたのが、「ハマのドン」藤木幸夫会長の「横浜港ハーバーリゾート協会」である。市長選に向けて「大同団結します」の見出しの下に、「誕生させる会」を主題として次の組織、団体名が列記されている文書が配布された。

- (1) カジノの是非を決める横浜市民の会
- (2) カジノを考える市民フォーラム
- (3) 政党政治団体(三月二十五日の「誕生させる会」)

の結成集会に出席し、決意表明した党派

- ① 立憲民主党
- ② 日本共産党
- ③ 国民民主党
- ④ 社会民主党
- ⑤ 神奈川ネットワーク運動
- ⑥ 緑の党

(4) 一般社団法人横浜港ハーバーリゾート協会「誕生させる会」は、これらの団体が結集して、結成されたものではない。よってこれを見たとき、代表世話人である私が驚いた。

藤木会長がここまで「誕生させる会」を位置付けてくれていることは、私の予想を越えるものであった。この陣形を崩してはいけない、崩したら絶対勝てないと私は自分に言い聞かせた。

◆ 史上最多八人の立候補、六人がカジノ反対

八月八日の告示の日に立候補したのは、林文子現職市長、小此木八郎前国家公安委員長、松沢成文元神奈川県知事、田中康夫前長野県知事など知名度抜群の人々を含む八人。

「誕生させる会」は、住民投票運動のなか、あるいはこれを正しく承継する人を候補者として擁立することを確認し、最終的には、立憲民主党が推薦し、日本共産党、社会民主党、新社会党、緑

の党が支援し(国民民主党は自由投票に転じた)、「横浜港ハーバーリゾート協会」も全面的に応援する横浜市大医学部教授を辞して立候補した山中竹春さんを支持することに決定した。政治経験ゼロ、カジノ反対を表明した候補者が六人もいて、どうなるものやら不安のなかの出発だった。

八人もの多数の立候補そのものが、一九万三九三筆の署名運動が作り出した新たな情勢であり、唯一住民投票運動を承継するカジノ反対の候補者、四八歳の若さ、大学医学部教授にしてコロナ専門家の山中候補は、時代の要求にピッタリで、徐々に勢いが出て波に乗ってきた。私は、街頭で「いまは山中、いまは浜、いまは鉄橋を渡る」とき、「鉄橋を渡れば新しい横浜が待っている」と訴えた。

◆ 敵はガタガタ

出馬の意思を有しながらも、自民党から推薦せずと通告された林市長は、小此木さんが「横浜カジノ反対」を掲げたことから、商工会議所や自民党市議三六人のうち六人の応援を得て立候補した。立候補第一声が「頼まれてやったのに梯子をはずされた。政治家の信義はどこにいったのか」と菅さんや小此木さんに対する恨み節。小此木さんはチラシによると「ブレない人」とのこと。確かにカジノ推進からカジノ反対は、ブレるというレ

ベルではない、一八〇度の転換。林さんから「裏切り者」扱いされても致しかたない。

そして八カ月前の市議会でカジノ賛成の立場から住民投票条例案をあつさりと呼び去ったのに、自民党議員は前記六人を除く三〇人、公明党にいたっては全員がカジノ反対の小此木さんという。この経過と構図は、とても横浜市民の許容するところではない。これについて、「敵方の自壊作用で、この選挙は敵失で勝った」と批評する人がいるが、絶対違う。ガタガタにしたのは市民の力だ。

◆ 「ゼロ打ち」の当選確実

八月二日午後八時、NHK「青天を衝け」が始まったとたん、横浜市長選挙で、山中竹春当選確実の報道。投票終了直後つまり未だ開票されていない段階でのマスコミによる当選報道を「ゼロ打ち」というぞうだ。勝ち慣れてない私は、一瞬戸惑い、「やったー」の大合唱。次に声を出さない万歳三唱。現職閣僚であった菅義偉首相の盟友小此木八郎さんと現職市長林文子さん相手の選挙での「ゼロ打ち」、私を含め選挙対策事務関係者全員が驚き、誰彼かまわずグータッチ。

◆ ガラスの団結

当確のお祝いで、藤木さんが「九一歳、あちらからお呼びがかかっている。向こうに行ったららみ

んなにこの横浜市長は私がつくったと自慢できる」と挨拶された。そのすぐ後で指名された私は「藤木会長は私がつくったと言われましたが、私たち市民がつくったと思っている」と返した。途中候補者選定の段階では、「誕生させる会」と立憲民主党との間でギクシャクしたこともあった。り、「誕生させる会」から戦線を離れた人もいた。野党間も各党推薦あるいは支持の横並びは実現せず、立憲民主党推薦、日本共産党、社会民主党、緑の党、新社会党は自主的支援止まりだっ

た。そんなこともあって私が「一時期、ガラスの団結と言われましたが、壊れないで最後までもつたから立派な団結だ」と言ったら、皆さん笑いながら納得した様子。神奈川新聞は当選確定後、一面の市長選挙総括記事の見出しを「ガラスの団結」としていた。私たちの前段の住民投票運動の力がなければ、この勝利はない。市民の力はここまで巨大なのか。マグマのように噴出した市民の力は、誰にも止められなかった。

◆カジノは阻止した

山中竹春市長は、二〇二二年九月の市議会の所信表明演説で「カジノ誘致は撤回し、これを推進してきた部署は廃止する」と明言した。市民の力で横浜からカジノを葬り去ったのである。

菅義偉首相は、直後の自民党総裁選挙に立候補しなかった。いや、できなかった。

原発被害者訴訟最高裁決定を受けて①

東電には勝訴したものの、なお道半ば

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟

東京 馬奈木 敏太郎

1

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（生業訴訟）は、原発事故当時、福島県及び隣接県に居住していた方が原告となり、国と東電を被告として、原状回復や損害賠償などを求めている裁判で、第一陣・第二陣あわせて五〇

〇〇名を超える原告団となっています。事故当時の住所にお住まいの方と、そこから避難した方が一つの原告団を構成しており、東電はもちろん、国の法的責任を追及することを重視しています。原告団は、裁判を通じて、①原状回復、②原告に

とどまらない被害者全体の救済（全体救済）、③脱原発の実現を目指して取り組んでいます。本年（二〇二二年）三月二日、最高裁は、生業訴訟第一陣と、事故後に群馬や千葉に避難した方が原告となっている群馬訴訟、千葉訴訟の三つの

事件について、国の法的責任に関して口頭弁論を開くことを決定しました。これにより、安全規制の怠りなど国の責任の有無に関して、口頭弁論を経て統一的な判断が示されることになりました(後に、えひめ訴訟についても口頭弁論を開くことが決定されたので、四事件について、統一的な判断が示されます)。

他方で、東電との関係では、上告が不受理とされ、訴訟は終結することになり、三事件の各高裁判決に従い、東電の賠償支払義務は確定しました。原発事故の被害者が国や東電に対して被害救済を求めている集団訴訟は約三〇件ありますが、最高裁が東電に対して賠償を命じた初めての決定となりました。

2

三事件の各高裁判決は、原告の方々の被った損害に対する賠償としては極めて不十分なものではありますが、東電の原発事故に対する責任を認め、原子力損害賠償紛争審査会(原賠審)の定めた賠償指針(中間指針)を上回る損害を認定したもので、今回の最高裁決定が、各高裁判決の結論を是認し、法的に確定させたことは極めて重要です。

とくに、生業訴訟においては、原告らの損害について、代表立証を通じて、原告らの損害を共通損害として把握し、地域ごとに一律賠償を命じる

という判断枠組みが採られてきましたが、この判断枠組みでは原告の方も原告ではない方も同等の損害を被っていることが認定されることになるので、最高裁がそうした判断枠組みを肯定したことは、賠償基準の改訂など、原告の方にとどまらない被害者全体の救済に向けて弾みとなるものです。現に、最高裁の決定が出て以降、地元紙である福島民報や、毎日新聞などが、論説や社説において、賠償基準を改めるべきだとの主張を述べています。こうした社会的な動向や世論もふまえ、三事件の原告団・弁護団では、三月一〇日、原賠審に対して、賠償基準を改訂すること、改訂するに際しては、被害者の声を聞くなど、被害者を策定プロセスに関与させることを求める要請書を提出するとともに、三月二八日には、福島県に対して、賠償基準を改訂するよう原賠審に働きかけることを求める要請を行い、三月三二日には、東電に対して、規制の怠りを自覚したうえでの謝罪、事故に責任を負うべき役職者の責任追及、原告にとどまらない被害者全体への賠償支払いなどを求める要請を行いました。最高裁決定を受けて、東電はもちろん、国もその趣旨に応えよと求める声が、広がりつつあります。

3

とはいえ、今回の決定は、東電に勝訴しただけではありません。現行法の建付けや現在の

東電の状況をふまえると、私たちが東電に対して法的に求められること、東電が出来ることというのは、賠償を除けば、それほど多くはないというのが実際のところだと思います。

そうしたことから、やはり国の法的責任というのが大きなポイントとなります。国との「頂上決戦」がまだ残っていますが、私たちとしては何としても勝たなければならぬと考えています。

国に勝訴し、国も加害者だということが法的に決着すると、国は法的義務として被害救済を行わなければならないとなります。そして、事故による被害は多様で、お金だけの話ではありません。医療や生活再建、除染などについて、被害に即した形で、被害に見合った形の救済が必要となりますし、法律を制定し、制度化する、そうしたことを求めていくこととなります。最高裁で判決を取っておしまいというわけにはいきません。

しかしながら、判決は紙に書かれた文章にすぎません。そこには、「国には事故について法的責任がある」と書かれてあるかもしれませんが、判決が何か勝手に責任をとらせてくれるわけではありません。判決によつて責任が自動的に何らかの動きを作り出すわけでもありません。誰が国の法的責任を果たさせるのかといえば、それは結局、主権者である私たち以外にはありえないのです。

その意味では、生業訴訟の取り組みというのは

は、地震・津波・原発事故という三重苦に晒されながら、なお自ら声をあげなければならなかった被害者の人たちが、主権者たらしめる実践であったともいえます。そうした声や想いが広がることによって、「私憤」が「公憤」へと昇華したのが、

まさに生業訴訟の一つの特徴です。人の命や健康よりも企業の経済活動を優先させるような社会のありようを改めよう——このスロークーガンは、公害訴訟などにおいて語られていたものでもあり、やや古いようにも感じられますが、

原発による被害を見るにつけ、その想いを新たにします。脱原発を目指すとともに、こうした当たり前の考えが社会通念として確立するよう、私たちは全力を尽くします。

原発被害者訴訟最高裁決定を受けて②

福島第一原発事故に関する避難者訴訟第一陣の最高裁判断について

東京 笹山 尚人

福島第一原発事故に関する被害者の損害賠償請求訴訟は、被害者の属性が様々で、また、避難先それぞれの場所で訴訟が提起されているため、多数にのぼるし、対応する弁護士も様々である。私はそのうち、福島原発被害弁護士団に所属している。当弁護士団は、原発に近く強制避難とされた住民の損害賠償訴訟である「避難者訴訟」を担当している。その第一陣原告団については、二〇二〇年三月二日に仙台高裁での控訴審判決がくだされておられ、東京電力（以下東電）が上告及び上告

受理申立てをしていたところ、本年（二〇二二年）三月七日、最高裁第三小法廷が、東電の上告を棄却し、東電の上告受理申立てについて不受理とする決定をくださった。避難者訴訟は東電のみを被告とする事件であるので、これで事件が確定し、原告らは元の居住地がいずれに属するかで一律の慰謝料の支払いが確定した。一人あたり、帰還困難区域の場合一六五万円、居住制限区域の場合二七五万円、緊急時避難準備区域の場合一三三万円、である。

最高裁は、第二小法廷が、生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟において、避難者訴訟第一陣と同様に東電の上告等を退ける判断を行うとともに、国の責任に関して弁論期日を指定し、夏までには判決を行う見通しである。

この最高裁の動きと判断について、当弁護士団の立場から若干の検討を試みる。

一 訴訟の戦略方針について

避難者訴訟第一陣が、国を被告にしなかったの

は、国の責任を免責する趣旨ではない。強制避難区域の被害の深刻さから、その内容を十二分に明らかにし、被害実態にふさわしい賠償の実質を獲得するためであった。また、事故を引き起こした第一次的責任は、福島第一原発を管理運営していた東電にあり、東電の責任を十二分に明らかにする意味もあった。

国の責任追及については、弁護士が担当する別件訴訟、「いわき市民訴訟」によってはかるということに対応している。

二 国及び東電の法的責任について

以上の観点から、福島第一原発の運営主体である東京電力のみならず、国の責任を認めさせる意義はもろろん大きい。二〇一八年までの段階では、東京電力のみならず、国の責任も認める判決が大勢を占めていた(例外は千葉地裁)が、二〇一九年、国の巻き返しの反映と考えられる動きが出ていた(千葉地裁第二陣、名古屋地裁、山形地裁と相次いで、国の責任が否定された)。

しかし、原発は、安全神話のもと、国策として推進されてきた国家事業である。二〇〇二年七月に文部科学省地震調査研究本部が公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」は、第一線の専門家の議論を経た上で、福島第一原発のある福島県沖にも津波地震が発生しうると

結論づけた。この長期評価の見解に基づき、当時の科学的基準に基づく津波予測を適正に行っていれば、福島第一原発の敷地高を超える津波の到来は十分に予見可能であった。国は、当時の科学的知見に基づき、東京電力に対し適正な防護措置等を講じるよう命じることができた権限を有しながら、かかる権限を行使せずに、この未曾有の被害をもたらしたのであるから、東京電力とともに、被害者らに対し責任を負うべきである。

二〇二〇年九月三〇日、生業訴訟の仙台高裁判決があり、ここでは国と東電の津波対策を放棄したことが断罪された。証拠に基づいて行われた精緻な判断は、国と東電の責任逃れは許されない旨を明確にした、潮目を変える判決であった。

その後、群馬訴訟の東京高裁判決が二〇二二年一月に国の責任を否定する判断を行ったが、同年二月に千葉訴訟の東京高裁判決は、国の責任を肯定し、同年三月のいわき市民訴訟の福島地裁いわき支部判決、六月の新潟訴訟の新潟地裁判決、七月の津島訴訟の福島地裁郡山支部判決、そして九月の愛媛訴訟の高松高裁判決も、国の責任を肯定した。再び国の責任の流れを肯定する流れがうねり始めた。

以上の流れのもと、最高裁第二小法廷は、係属している生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟、愛媛訴訟の四事件中愛媛訴訟を除く三事件について三月二日段階で、国の責任を巡る論点について弁論を

四月に開くことを通知した。最高裁判決は夏前にはくだるであろう。群馬訴訟で弁論開催があるため、国の責任を肯定する最高裁判決がくだされることが期待される。

三 被害(賠償)について

これまでなされた裁判所の賠償の判断において、被害(額)の認定は千差万別である。

東電は、すでに行った中間指針に基づく支払を金科玉条のごとく持ち出し、さもすまでに十分な賠償を行ったかのように主張している。

これに対し、多くの地方裁判所での判決は、中間指針を超える損害を認める認定をする傾向にあるとはいえるものの、その認定額は、被害の実態を十分に把握しているとはいえないほど低額にとどまるものが多い。

福島第一原発事故の被害者は、この事故によって、長期間の避難を余儀なくされ、極めて厳しい避難生活を強いられ、仕事を失い、家族離散を余儀なくされた等々の重大な被害を被った。また、被害者は事故時に形成していた継続的かつ安定的な生活基盤を、福島第一原発事故によって失う重大な被害も被っている。

この重大な被害は、国や東京電力の「原発に対する過信」という重過失によって引き起こされた公害である以上、被害者の実態に寄り添った賠償

が行われなければならない。

この点で、二〇二〇年三月二日に仙台高裁がくだした避難者訴訟第一陣の判決は重要であった。

この判決では、避難慰謝料のほか、避難を継続する慰謝料、故郷喪失・変容慰謝料が明確に区分けされて認定され、その認定に基づき、増額した賠償が命じられた。原発事故被害者の被害の実態が率直に認められ、被害救済の内実がはかられる点で重要な前進が見られた。

また、この判決では、前記一の責任論の考え方の基礎を踏まえて、東電が津波対策を怠ったことを「痛恨の極み」と表現し、賠償の加重事由とした。

最高裁第三小法廷がこの判断を支持したことの意味は計り知れなく大きい。今後は、東電の津波対策が不十分であったことを踏まえた「故郷喪失・変容損害」を、賠償の基準とすべきことが法的に確立したといえよう。

ただし賠償額の判断については、各地の裁判所の判断を最高裁が統一的に判断したわけではないので、この点の問題は残る。

四 生業訴訟ほかの損害論の問題について

他方、避難者訴訟第一陣の原告団は、強制避難区域の住民たちであるから、区域外からの避難者や、区域外の滞在者の損害を理論的にどのように評価す

るか、その賠償額はいかにあるべきかの課題については、これも引き続き残る課題と考えられる。

この点は、生業訴訟ほかの最高裁判断がくだされたことになる。生業訴訟の原告は多くが区域外の避難者、滞在者であり、群馬訴訟、千葉訴訟には強制避難の区域の内外からの避難者が混在している状況である。

この点の原告の属性や、元の居住地がどこか、それが賠償が認められた場合の賠償の根拠となる法益の理論的整理、そしてなにより賠償額が適正に支払われているかという問題は、最高裁が統一的に判断をしたわけではないので、引き続き残る。

とくに区域外の住民の賠償問題は、額が低廉なものであるから、それが適正なものではないとして争うことは、いまだ地裁、高裁で争っている訴訟団に委ねられた課題といえよう。

五 今後に向けて

国の責任が肯定される判決が最高裁でくだされれば、国の責任論に関しては決着がつくことになる。したがって今後残る原発訴訟の課題は、損害論ということになる。

この点、区域内の被害者については避難者訴訟第一陣の判断を踏まえた議論を行うことはできるが、前記のとおり損害額の攻防は残るし、区域外の被害者についてもしかりである。

賠償問題の訴訟に取り組む弁護士は、中間指針の改定や被害者のための救済措置の実現に取り組むとともに、担当するそれぞれの訴訟において、被害の実態及び理論的解明を行った訴訟活動が引き続き求められている。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—


それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

【B5版・280ページ／定価2,500円（税込）】

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会
TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141
e-mail bengaku@seihokyo.jp



シリーズ ウクライナ問題①

ロシアのウクライナ侵攻と 日本国憲法第九条(上)

あいち 鈴木 秀幸

(戦争と平和の資料館ピースあいち理事長)



今月号から、シリーズ企画「ウクライナ問題」を開始します。メイリングリストにおいて活発な議論がなされましたが、全会員にご覧いただきたいので、シリーズ連載化させていただきます。今後も会員からの投稿を募集しますので、今回の論考に対する意見などがありましたら、ぜひ原稿をお寄せください(憲法委員会)。

一 問題提起

護憲の立場から、ロシアのウクライナ侵攻を念頭に、我が国において「核の保持による抑止が平和の維持のために必要なのか、憲法九条は今回のような状況において無力なのか」を一緒に考えたいという問題提起が、或る弁護士からされました。

しかし、我が国のことを問題とするならば、「核の保持」と「憲法九条」だけではなく、「軍事同盟(日米安保条約、集団自衛権)及び「軍隊」(自衛隊、自衛軍、国防軍)を含めて検討しなければ

ならないと考えます。

二 ウクライナのNATO加盟希望と ロシアの侵攻

(1) ベルリンの壁が崩壊し、ワルシャワ条約機構とソ連邦が解体され、プーチン登場以後、NATOの東方拡大が行われたことは事実です。これが大きな問題に発展しているのです。また、一九九一年に独立したウクライナは核兵器を保有していましたが、ウクライナの安全保障と引き換えに一九九四年にロシアに渡されました(ブダペスト覚

書)。しかし、ウクライナは、二〇一四年にクリミア半島をロシアに奪われ、加えて東部二州の一部を奪われ、そこで、NATOの加盟を希望するようになりました。これに対して、NATOは加盟を認めようとせず、ロシアに侵攻され、核攻撃さえもちらつかされています。

(2) ロシアの侵攻は、ウクライナがNATOに加盟しようとしたことが原因であるという考えが示されています。

しかし、NATO加盟を希望しただけで、ロシアが、それに対して反対するだけではなく、それを越えて、ウクライナを戦前の日本の満州国などと同様、領土を拡張しロシアの傀儡政権を作り、香港と中国のようにウクライナの自由と民主制がロシアに飛び火しないようにと考えているように思います。

これに対しウクライナは「安全の保障」(実質的にはロシアからの独立)を求めているだけのようです。

むしろ、ウクライナがNATOに加盟していたならば、ロシアは侵攻できなかったかも知れませんが、分かりません。フィンランドは、急速にNATO加盟を考え始めています。

このように考えると、ロシアの侵攻をウクライナの軍事同盟加盟だけに結び付けるのは間違っていないかと思えます。

(3) もとより、軍事同盟の加入はウクライナの主権の自由であり、ロシアの領土侵奪は国連憲章と国際法違反です。ウクライナ侵攻は、国家が武力を行使することを禁じた国連憲章二条四項に違反します。この武力行使禁止原則には二つの例外があります。

一つは、国連安全保障理事会の決議に基づいて各国の軍隊で結成された国連軍で行う軍事的な制裁です。

二つ目は、国連憲章五一条の個別的自衛権と集団的自衛権です。ただし、この二つの自衛権は、国連軍の制裁が始まる前の一時的な権利に過ぎないと規定されています。

要するに、正当防衛のケース以外は武力を行使してはいけません。しかし、このような国連憲章が定めた制度が、安保理の拒否権制度により機能して来なかったという現実があります。

(4) ロシアはウクライナに対し、非軍事化と中立(NATOに加盟しない)を要求しています。理屈としては、日本国憲法第九条のような非軍事非同盟を国是とするように憲法を変えることを要求しています。日本の国民は、敗戦後にこれを歓迎しましたが、ウクライナは拒否しました。二つの国民の意識がなぜ違うのでしょうか。

戦前の日本は、非民主的な国家で軍国主義は国民を不幸にし、海外侵略を繰り返し、破滅しまし

た。その体験から我が国の国民は、軍国主義を否定し自由と平和を求めて憲法九条を支持しました。ウクライナの現状は、それと真反対であり、自由と平和のウクライナが、ロシアによりEU加盟を妨害され、憲法九条を押し付けられ、戦前の日本のようにさせられようとしているのです。

プーチンは、腐敗し、政敵を抹殺し、ベラルーシ、シリア、ミャンマーなど軍事独裁政権に加盟し、旧ソ連邦の国々に対し、非民主体制を強いてきました。ロシアは、世界の自由で平和を愛する人々に嫌われることをしてきました。そして、ウクライナに侵攻しながら、他国の軍事援助を中止することを要求するという極めて身勝手なことを主張しています。ただし、アメリカとNATOは、ウクライナが犠牲とならないようにロシアとの関係を適切に対応してきたか、それを点検する必要があります。世界には、軍需産業のように平和になつては困る人間がいるように思います。

三 我が国の状況

(1) 我が国は、憲法九条があるにもかかわらず、自衛隊と日米安保条約が存在します。しかし、内戦もなく、海外で戦争をせずに済んできました。多くの人が、我が国には憲法九条が存在していたことが大きな理由であると考えています。

(2) ウクライナのNATO加盟希望という外交

が原因で「ロシアの侵攻を誘発」させたから、「武力によらない安全保障」こそ危機を招かない現実的な政策であるとする考え方があります。しかし、これらの考えが本当に正しいかどうか十分に議論する必要があると思います。

「軍事同盟加入の誘発論」に対する疑問は、先に述べた通りです。「武力によらない安全保障絶対論」は、憲法九条の制定時の考えです。これによると、国家としては武力で侵略国に対して戦わず、非暴力不服従の戦いとなります。長く存在してきた自衛隊と日米安保条約の否定論になると思えます。これに対し、ウクライナは武力で抵抗をし、今後、長期にわたって戦い、ロシアを追い返すことになるかも知れません。

しかし、我が国では多くの国民が自衛隊と日米安保条約の存在を認めてきました。そうすると、侵略国に対して戦うことになると思います。しかし、ソ連と中国の軍力は巨大であるから、戦争にならないように努め、万一戦争になったら、やるだけの抵抗をするということになると思います。その際、日米軍事同盟があっても、究極、アメリカが日本を助けるかどうかは、アメリカの利益で判断されてしまいます。

(3) 私は、将来的には自衛隊と日米安保条約が廃止されることを強く望み、そのために、非武装の憲法九条が「理想」と言われようが、掲げ続

ける必要があると考えます。しかし、現在の政治に対して自衛隊と日米安保条約を否定することを求めることに躊躇を感じます。

日本国民の多くは、集団的自衛権については反対しながら、日米安保条約に対し、現在、「戦争に巻き込まれるだけである」という一方的なマイナス評価には賛同していないと思います。

要するに、国民の多くは、少なくとも軍拡とフランスベックの集団的自衛権には反対していますが、自衛隊と日米安保条約には賛成しています。従って、選択肢は、軍拡と軍事同盟強化路線か非武装中立路線かだけではなく、中間の自衛路線及び海外派兵をしない軍事同盟路線の三通りがあると考えます。

(4) 我が国が軍拡競争をすること及び核を保有することについては、絶対に反対です。莫大な費用が必要であり、日本が核を保有することは、世界の核保有国が増大することを意味します。際限のない軍拡競争を誘発します(世界の軍事費二二〇兆円、日本五・五兆円)。我が国の核保有については、アメリカが許さないと、思います。

核の保有についても、改憲論と同様に、議論だけはすべきであるという主張がありますが、核の保有を否定する者にとっては、議論することさえ不要です。議論になったら、「絶対反対」と言うだけです。

(5) 我が国の領土問題としては、北方領土、竹島及び尖閣諸島があります。それが原因で、ロシア、韓国及び中国と戦争にならないと思いますが、この戦争についても絶対に反対です。憲法第九条一項は、国際紛争の解決手段として戦争を放棄しています。戦争をするくらいなら、人の住んでいない遠い離島で帰属のはっきりしていない竹島や尖閣諸島などは、先送りにすればいいと思います。

一方、危険な問題として台湾有事があります。これに我が国が軍事的にコミットして中国と再び戦争するようなことには絶対に反対です。

以上に述べたところから、我が国は、海外派兵をしなければ戦争の危険性が極めて低い国であると考えて構わないと思います。そのように理解すると、我が国は非武装平和に適合した国であり、意外と理想が現実的な政策であるかも知れません。ただし、世界の紛争に対し、軍事的に一切コミットしない立場になります。その代わりに、軍事費を削減して世界の厚生福祉の事業に協力します。そうすることが「戦争をしない国」「攻められない国」になると、思います。

四 教訓と選択

今回のロシアのウクライナ侵攻に対する一番の教訓は、独裁者、独裁国家は恐ろしいということです。日本の戦前の国内状況と海外侵略と同じこ

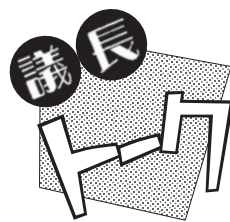
とをやっているのです。安倍元首相は、日本の戦前について反省していないので、彼のイデオロギーは、プーチンと似て極めて危ういものだと思っています。安倍氏の考えに対しては、ことごとく反対することが正しいと考えます。

ロシアのウクライナ侵攻を見て、我が国は軍事力の拡大や日米安保体制を強化すべきであると唱える人々がいますが、プーチンの「力の論理」と同じ思考です。また、自衛隊を憲法に明記することを唱える人がいますが、これまで通り専守防衛で必要最小限の実力組織としての自衛隊にとどめるというならば、不要なことです。

自衛隊明記論は、軍備拡大と日米安保同盟の強化論であり、専守防衛を超えた海外派兵と国内の軍国主義化のためであると考えます。海外派兵と敵地(基地と指揮統制機能等)攻撃をすれば、日本も攻められます。そのような路線は絶対に選択してはいけません。

日本の危機は、技術力と経済力の低下及び莫大な国の赤字です。一%枠を撤廃して軍事費(年間五兆五〇〇〇万円)を増加させることより、大学の研究費(大学への国の交付金約一兆円)を増加させることの方が重要です。

(紹介記事)二〇二二・三・一五 毎日新聞夕刊の京大酒井啓巨教授の記事、二〇二二・三・一六 中日(東京)新聞の田中優子前法政大総長の記事



「立教大学 人権ゼミのこと (その3)」

日々、ウクライナで市民の生命と財産が無
法に損なわれていることに心を痛めています。
国連が動けず、経済制裁でも侵攻が止まらな
いなら、市民を守るには軍事力しかないのか、
いや、ウクライナにも軍隊はあったではない
か。NATOに加盟していれば侵攻はなかつ
たか。非軍事による安全保障は確信的な侵略
者には無力ではないか、しかし軍事での対抗
は無限の軍拡と核戦争のリスクを増すだけだ
……。と考えがまとまりません。いつか、私
の思いを書けるといいのですが。

立教大学人権ゼミの話の最終回です。ゼミ
活動が盛んになり、単位がつく大学公認の自
主講座をやるうということになりました。私
が弁護団に入っていた事件から、二〇〇三年
にハンセン病国賠訴訟を、二〇〇六年に刑事
冤罪布川事件を取り上げて講座を開きまし
た。一回二時間の講義で、全二回です。それ
ぞれ一〇〇人くらいずつ、聴講者が来て、立
ち見になったりしました。授業計画や毎回の
準備など、面倒なこともありましたが、人権

ゼミのゼミ生が意欲的に手伝ってくれました。
常にそうですが、私自身もどのように学生に
伝えようかと悩む中で深まりましたので、意
義は大きいものでした。

ハンセン病国賠訴訟については、前半四回
は「何故人権侵害か」として、原告二人を招い
ての講演と訴訟提起までの歴史、療養所の実
態についてやりました。中盤四回は、「裁判・
司法の役割」ということで、訴訟提起から国会
での控訴断念運動までを見ました。終盤四回
は、「司法の限界・特別立法起案」ということ
で、判決で得られなかったものを保障するた
めにどうするかという観点で、学生を班分け
して立法案を作ってもらいました。裁判で勝
ち取れるもの（損害賠償、謝罪広告）、立法し
ないと無理なもの（社会復帰者への医療無料
化など）、行政の裁量次第のもの（社会復帰者
への住宅保障など）、いずれによっても困難な
もの（差別をなくすこと）などがわかり、法律
や司法の役割が立体的に理解できるゼミでは
なかったかと思えます。学生は、元患者の皆
さんの人権と生活を守るため、どうすればい
いのかと真剣に考えていました。

布川事件は、物証がなく、共犯者とされた
櫻井昌司さんと杉山卓男さんの二人の虚偽の
自白調書（合計七〇通ほど）に基づき、無期懲
役の有罪判決が確定してしまった冤罪事件で

す。逮捕されてから仮釈放されるまで三〇年
近く身体拘束を受け、自主講座の前年二〇〇
五年九月二日に水戸地裁土浦支部で再審開
始決定が出たばかりの時期でした。なお、そ
の後、二〇二二年六月七日に再審無罪判決が確
定し、二〇二二年八月二七日、東京高裁で国と
茨城県に対する国家賠償請求を認容する判決
が出て確定しました。警察官と検察官の取調
べは違法であり、供述調書による逮捕以降の
身柄拘束は全て違法と認定されました。講座
では、支援する会が刊行していた起訴状、検
証調書、自白調書を文字起こしして登場人物
は仮名にし、学生に検討してもらいました。
毎回、模擬裁判の形で証拠を検討し、学生に
は裁判員の立場で、グループで判決を起案し
てもらいました。最後に櫻井さん本人に登壇
いただき、虚偽の自白調書がなぜ作られるか、
話していただきました。

いかがでしょう。当事者の話を聞くこと、
事実の持つ大きな力、憲法と裁判所がありな
がら基本的人権が侵害されうること、虚偽の
自白調書が作られてしまうこと、裁判所も問
違うこと、司法にも限界があること、それを
超えることができるのか、青法協の弁護士に
しかできない講義があると思いませんか。人
権ゼミは、二〇一〇年まで続けました。

（青法協弁学会同部会議長 上野 格）

道警ヤジ排除訴訟 第一審勝訴!

北海道 成田 悠葵

1 道警ヤジ排除訴訟とは

二〇一九年七月一五日、参院選の応援演説として安倍晋三元首相が街頭演説を行っていた際、聴衆エリアから「安倍やめろ」「増税反対」などとヤジを発した市民二名が北海道警察(道警)に有形力を用いて強制的に排除されました。うちの一名は、長時間にわたって複数の警察官に付きまといられました。この二名の市民が北海道を相手に損害賠償請求訴訟を提起し、二〇二二年三月二五日に第一審判決がありましたので、ご報告いたします。

なお、提訴に至った経緯等については、「青年法律家」No.五八九(成田)、No.五九七号(神保大地会員)に掲載していますので、そちらをご覧ください。

2 訴訟の争点

原告らは、警察官らによる排除行為は原告らの表現の自由を侵害するものであるとして、加えて、原告二は警察官らによる付きまとい行為は移動・行動の自由、名誉権、プライバシー権を侵害するものであるとして、国賠法二条一項に基づく損害賠償を求めました。

被告は、ヤジを発した原告一及び原告二に対する警察官らの排除行為は、警職法四条・五条に基づく適法な職務執行である、また、原告二に対する追従行為は警察法二条に基づく適法な職務執行

であると主張して、争いました。

主な争点は、排除行為は警職法四条及び五条に基づく適法なものか否か、追従行為は警察法二条に基づく適法なものか否か、そして、違法な職務執行によつていかなる権利侵害がなされたかです。本件については、排除された場面が動画として記録されており、動画に映っていない事実関係の存否が特に争いになっていました。

3 証人尋問・本人尋問

本件では、排除行為等に関わった警察官が多数に及ぶため、原告側では、原告一につき一〇名、原告二につき二名の警察官らを証人申請しました。他方、道警側からは、原告一につき二名、原告二につき二名の申請しかありませんでした。廣瀬裁判長は、被告(道警)に警職法や警察法によって正当化しうるに足るだけの事実関係についての立証責任があるという前提の下、証人が多い方が多面的重層的な検討ができる一方、多くすれば証人間の矛盾が出てくるというリスクもあり、そのリスクを踏まえ被告(道警側)が四名に絞って申請したのだから、まずは四名を採用するとししました。また、関わった警察官の陳述書や報告書が多数提出されましたが、反対尋問を経ないものは事実認定に使えないと裁判長が明言していました。なお、採用された四名のうち一名につ

いては、諸事情により申請が撤回されました。以上の経緯で、原告一につき二名、原告二につき二名の警察官の証人尋問と本人尋問を実施しました。

4 勝訴判決！

判決では、警察官証人の証言の信用性を否定し、被告の主張した事実関係が認められないとして、原告らに対する排除行為、原告二に対する追従行為について職務執行の法的根拠を欠くとして違法と断じました。

すべてに触れるのは紙幅の関係上難しいためいくつか例を挙げると、ヤジを飛ばした原告らに対して周囲から怒号が上がるなど他の聴衆と暴行事件等のトラブルが発生する危険性があつたという主張について、判決では、「そもそも『怒号』というからには、相当程度の音量があつたはずであるのに、前記動画に全く録音されていないというのは不自然と言わざるを得ない」と判示しています。また、周囲の聴衆が原告一に危害を及ぼすおそれがあつたとの主張に対しては、「端的にそのような聴衆に警告したり、聴衆と原告一との間に割って入ったりするだけで足りるようかがわれる、移動後に原告一を気遣ったり、原告一と聴衆との間の具体的なトラブルの有無を確認したりもしていないし、原告一を拳で押したとする人物を特定

することすらしていない」などと判示し、危害を及ぼすおそれがあつたとは認められないとしました。

このように、判決は、警察官の証言を鵜呑みにせず、客観証拠との整合性を慎重に事実認定がなされたものでした。

また、職務執行が違法なものであることを前提に、違法な職務執行によって、原告らの表現の自由(原告二に対する追従行為について、名誉権、プライバシー権も)が侵害されたと断じました。この点については、表現の自由に触れず、単に精神的苦痛を被つたとして損害を認定することもできたとす。しかし、判決は、「原告らはいずれも『安倍辞めろ』『増税反対』などと声を上げていたところ、これらは、その対象者を呼び捨てにするなど、いささか上品さに欠けるきらいはあるものの、いずれも公共的・政治的事項に関する表現行為であることは論をまたない」、「警察官らの行為が警職法四条一項、五条等の要件を充足するものではない以上、警察官らの行為は原告らの表現行為の内容ないし態様が安倍総裁の街頭演説の場にそぐわないものと判断して、当該表現行為そのものを制限し、また制限しようとしたものと推認せざるを得ない」とし、原告らの表現の自由を制限したと明確に判断しました。民主主義社会における表現の自由の重要性に配慮した、優れた判

決であるといえます。

さらに、本件ヤジについては、選挙妨害、演説を聞く自由を侵害しているなどの批判があつたことを受けて、判決は「念のため検討しても、原告らの表現行為の内容及び態様は、殊更に特定の人種又は民族に属するものに対する差別的意識、憎悪等を誘発し若しくは助長するようなものや、生命、身体等に危害を加えるといった犯罪行為を扇動するようなものではなく、選挙演説自体を事実上不可能にさせるものでもないものであつて、原告らの受けた制限が、公共の福祉による合理的で必要やむを得ないものであつたなどと解することは困難である」とも判示しました。この点からも、表現の自由に配慮した判決がなされたと評価できます。

5 おわりに

判決を受けて、原告・弁護士団は、北海道知事に対し、控訴断念の要請行動を行いました。四月一日に控訴がなされました。本事件は三年前の参院選の際に発生したのですが、二〇二二年も参院選が控えています。

市民の表現の自由が不当に制限されることがないよう、控訴審をたたかていきたいと思えます。引き続きご支援、よろしくお願いいたします。

期間限定裁判の問題について

大阪 国府 泰道



民事訴訟法改正法案が今国会に上程され、その中に「期間限定裁判」が「法定審理期間訴訟手続に関する特則」（改正民事訴訟法三八一条の二）

八）として盛り込まれました。これに反対する弁護士有志の動きや消費者団体・労働団体の反対がありました。四月二日、衆議院で原案どおり可決されてしまいました。

一 本手続の概要

本手続は、民事訴訟の審理期間（主張・立証期間）を六カ月以内に制限するという手続です。初めに期間制限ありきの手続であり、これまでわが国にはなかった制度であり（簡易迅速を旨とする手形訴訟や労働審判も期間制限はしていない）、諸外国にもない制度です。手続の概要は次の内容です。

① 当事者双方の申出（あるいは一方の申出に対

して相手方が同意）により、裁判所が本手続による旨を決定します。

② 訴訟代理人が就いていることは、法律上要件となっておりません。

③ 裁判所は、決定から二週間以内に開かれる期日において、六カ月以内の終結期日、その後一カ月以内で判決言渡期日を指定します。

④ 手続の途中で一方当事者による申出のみで通常手続への移行ができません。

⑤ 判決は、裁判所が当事者と確認した判断すべき事項の理由を記し、その他は要点のみで足りるという簡略化したものになります。

⑥ 判決に不服があるときは異議を出すことができ、異議が出れば通常訴訟に移行します。異議後の判決には控訴できません。

⑦ 対象外と法律上明記されるのは、消費者契約

事件と個別労働事件のみです。

二 問題点

(1) 不十分・複雑な審理となる危険性

本手続は、審理期間が限定されるため、事実上主張や証拠が制限されてしまい、不十分・複雑な審理がなされる危険性が大きいです。

迅速な裁判は誰もが望むところですが、それは自身の主張が迅速な手続においても認められることが前提です。しかし、裁判の実際はそう単純ではなく、思いがけない相手の主張や証拠が出てくることもあり、本手続のように主張や証拠が事実上制限された訴訟では、十分な審理がなされず思いがけなく敗訴となるリスクがあります。

そして、本手続が新設されれば、多くの当事者が利用を希望する事態も考えられますが、それは

本手続で不十分・複雑な審理となりうることを想定していない可能性があり、判決後、不十分な審理によって結論が出たことに納得できない案件が多く生ずることが予想されます。本手続はそのようなりリスクを内包した手続です。

(2) 立憲事実の検討ができていないこと

本手続のような期間を限定した迅速な審理の要請が多いという立憲事実(必要性)の調査・検討が未だに行われていません。

立法提案者は、争点が少ない簡単な案件では本手続の需要があると言いますが、そのような事件は現行制度下でも短期間に判決ないし和解で終了しています。そもそも本手続を必要とするような事件類型も明らかではなく、どんな場合に本手続の需要があるのかについても、明らかにはなっていません。立憲事実が極めて不十分な提案です。

三 弊害のおそれへの対策が不十分

(1) 対象外となる事件が限られている

本手続は、前述したようなリスクのある手続であるため、当事者間に力の格差のある事件では弊害が大きいことから、①消費者契約に関する訴え、②個別労働紛争が対象外とされました。

しかし、消費者事件でも製品事故のような当事者間に契約関係が無いPL法による損害賠償請求事件や、零細企業が事業者の不当な勧誘によって

契約を締結してしまったという事件は、対象外になりません。

法務省は、「当事者間の衡平を害」すると裁判所が判断して対象外できると説明しますが、双方当事者が本手続を希望する場合は本手続で審理することが裁判所の義務となっています。それにも拘わらず双方当事者の希望をはね除けてまで、裁判所が「当事者間の衡平を害」する例外的場合と判断し、本手続を使わせないことが現実にあるのか大変疑問です。

(2) 訴訟代理人は必須ではない

本手続は審理期間の制限があるので、手続の選択や審理の進め方を的確に判断するために、訴訟代理人の弁護士がついている必要があるという議論もなされましたが、結局、法文上は明記されていません。

法務省は、「適正な審理の実現を妨げる」と裁判所が判断して訴訟代理人が就いていない場合を対象外できると説明します。しかし、双方当事者が本手続を希望する場合は本手続で審理することが裁判所の義務となっている中で、裁判所が双方当事者の希望をはね除けてまで本手続を使わせないことが現実的に行えるのか大いに疑問です。

(3) 通常訴訟への移行、判決への異議も弊害対策にはならない

本手続は、当事者の一方により通常訴訟への移

行がいつでもできますが、現実には、制度目的である審理期間の予測可能性の確保を一方当事者が一方的に台無しにすることを決断できるかが疑問です。また、移行した場合も十分な主張立証が現実に保障されるかも疑問です。

本手続の判決に異議を出して通常訴訟で審理してもらったとしてもできますが、異議審も同じ裁判官であり、事実上結論は同じになると考えられ、当事者が異議を諦める事態が十分予想されます。

四 民事訴訟制度としての基本的な問題

(1) 近代訴訟原則に反すること

近代訴訟制度の基本原則である「主張立証が尽くされたときに審理を終える」に反します(従って外国にはありません)。当事者の主張や証拠を事実上制限することは、憲法三二条の裁判を受ける権利(主張立証する権利は、裁判を受ける権利の一つである法的審問請求権として認められています)を侵害するおそれがあります。

(2) 訴訟制度の使命と役割を駆逐するおそれ

本手続は、民事事件は簡単な手続でよいという考え方に立っています。事実を明らかにして権利と義務を確定するという「訴訟制度」の本来の使命と役割を駆逐し、今でも証拠調べが減っている傾向を助長し、民事裁判制度全体を変容する危険性があります。



2021年度青年法律家協会 京都支部 活動報告

京都 岡田 康平

一 活動日誌

二〇二二年度の京都支部の活動内容は以下のとおりである。

(1) 二〇二〇年

二月二〇日二七時三〇分～一八時 支部総会
@こどもみらい館

同日 一八時～ 総会企画(講演) 講師:北村
栄弁護士(名古屋第一法律事務所 前青年法律家
協会弁護士学者合同部会議長)

二月二三日 事務局合宿@ホテルビナリオ嵯
峨嵐山

(2) 二〇二二年

二月一八日一八時三〇分～ 三支部(京都・大
阪・兵庫)合同例会@京都弁護士会館ホール&Z
oom(参加者:弁護士と学生の合計二〇名) 講
師:相原健吾弁護士、法科大学院生、高校生
三月四日一八時三〇分～ 修習生スタートアッ
プガイダンス@Zoom 講師:石井達也会員、
大橋百合香会員(参加者:修習生一〇名超)
三月二〇日～二日 第二七回人権研究交流集
会in福岡@アクロス福岡

三月二二日一四時～ 常任委員会(春の全国ミ
ーティング)@福岡

四月九日一八時～ 日本学術会議任命拒否問
題@こどもみらい館&Zoom 講師:松宮孝明

議長(参加者:弁護士と修習生の合計一八名)

六月八日(金)一八時三〇分～ 新人弁護士の
事件簿&コロナ禍の修習生活@京都弁護士会館&
Zoom 講師:佐藤雄一郎会員、大橋百合香会
員、石井達也会員(参加者:弁護士、修習生及び
学生の合計二八名)

六月二六日～二七日 第五二回青法協定時総
会in岡山@オルガホール

七月二日一八時～ レクリエーション企画(憲
法カルタ・ボードゲーム)@お宿いしちよう(参
加者:弁護士、修習生及び学生等合計二二名)

七月三〇日一八時三〇分～ 修習生・学生向け
勉強会@こどもみらい館&Zoom 講師:北村
栄弁護士(参加者:弁護士、修習生及び学生合計
二五名)

九月三日～四日 常任委員会(秋の全国ミーテ
ィング)@東京

九月一〇日一八時三〇分～ 学生ゼミ@Zoom
講師:塩見卓也会員(参加者:弁護士、修習
生及び学生の合計三三名)

一一月一九日一八時～ 青法協京都支部総会@
こどもみらい館&Zoom

一一月二六日一八時三〇分～ 青法協京都支部
六〇周年記念企画@キャンパスプラザ京都ホール
&Zoom 講師:樋口英明元裁判官、尾藤廣喜
会員、民谷渉会員(詳細はNo.六二にて紹介)

二〇二二年度の活動の特徴と

問題点

本支部の設立六〇周年を迎えた二〇二二年度は、「支部の活性化」を活動の重点とし、新入会員の増加に向けた広報・勧誘活動の充実化に加え、設立六〇周年記念企画を中心とする、参加率の低い既存会員にも目を向けていただけのような、会員主体の企画や活動を積極的に実施し、会員の帰属意識を高めつつ、青法協(支部)の魅力を再認識できる一年にすることが主な活動方針であった。

このような活動方針の下、既存のホームページのほかに、新たにTwitter等のSNSのアカウントを開設し、対外的な広報活動に着手した。特に、Twitterに関しては、多くの司法修習生その他の法曹関係者・団体にフォローされ、当支部の企画等への注目・参加のきっかけとなった。また、当支部の事務局の活動を活発、迅速かつ柔軟に行うべく、事務局を中心とする会員のグループLINEを立ち上げた。これにより、当支部の活動に関する意見や提案がより活発になされるようになり、毎月の事務局会議の参加者が増加するとともに、修習生スタートアップガイダンス等、新たな企画の実現にも繋がった。

例会運営に関しては、Zoomを活用したこと

により、深刻なコロナ禍であったにもかかわらず、例年と同等以上に多くの参加者を迎えることができ、例会の充実化・活性化を図ることができた。

また、昨年は実施できなかったレクリエーション企画も実施することができ、会員間のみならず修習生との交流・懇親を実現することができた。

さらに、当支部の六〇周年記念企画等を実施する上で、多くの若手会員がベテラン会員のインタビューや設営準備に積極的に関与し、「一部の活動会員のみが活動する支部」から「多くの会員が活動する支部」に変わりつつあることを実感できた。ありがたいことに、元会員からの当支部への再加入の申込みや若手会員からの当支部の事務局への加入を希望する旨の連絡もいただけた。

以上より、今期は「支部の活性化」という活動方針に沿った活動を実施し、一定程度の活動の成果を獲得することができたといえる。

他方で、残念ながら、コロナの影響により延期を余儀なくされた企画もあり、六〇周年記念企画以外の企画に関しては、参加率の低い既存会員の注目度を十分に高めることができなかったように思われる。

二〇二二年度は、二〇二一年度の課題を克服しつつ、「通例」にとらわれない、魅力ある企画等を実施していきたい。

三 今後の課題

(今後重点をおいて取り組む課題など)

近年、社会が複雑化・多様化する中で、過去に発生していなかった(あるいはあまり注目されていなかった)新たな人権課題が多数生じている。

もともと、憲法を擁護し、平和と民主主義、基本的人権を守ることを目的として設立された当支部の会員は、様々な人権課題に取り組んでいるものの、必ずしも全ての人権課題に精通しているわけではない。

そこで、本支部の設立六〇周年から新たな一年を踏み出す二〇二二年は、「支部の活性化」に加え、今まで当支部で取り扱っていなかった新たな人権課題をテーマとする例会を積極的に実施することにより、会員や修習生・法科大学院生の注目度を高めつつ、各自が新たな人権課題に取り組むきっかけとなる一年にしたい。

司法修習生フォーラム(同七月集会)のご案内とご支援のお願い

司法修習生フォーラム実行委員会共同代表

1 はじめに

司法修習生フォーラムは、司法修習生有志が主催する社会問題・人権問題をテーマにしたシンポジウムです。昨年、私たちの先輩にあたる七四期の実行委員が七月集会から名称を現在のものに変更しました。その歴史は古く、前身である七月集会・一月集会等も含めると、三〇年以上もの間、活動を続けて参りました。これらの歴史も踏まえ、私たち司法修習生フォーラムは、例年通り人権問題・社会問題について学び、多くの方々と共有していきたいと思っております。

従来、フォーラム・七月集会は社会問題・人権問題を学び、解決していきたいと考える司法修習生達が連帯するための空間でもありました。正義を嘲笑うような冷笑主義が社会に蔓延する中で、同じ志を持った仲間との連帯は必要不可欠です。しかし、新型コロナウイルスの感染流行が引き

続き深刻な中、私たち七五期の実行委員も直接に顔を合わせることも自体困難な状況にあります。そのため、私たちは当初から、実行委員自身が学ぶだけでなく、それをどうやってたくさんの人に届け、共に闘う仲間を増やしていくか、という問題意識を持って参りました。

はじめから関心のない層に声を届けることは簡単ではありません。そもそも、関心のない人は私たちのイベントには来ないでしょう。しかし、少しでも関心のある人たちを通して広めていくことならできるかもしれません。私たちは、実行委員以外の司法修習生や一般の方々にも幅広く参加してもらい、願わくは参加者の方々に、ここで学んだこと・考えたことを周りの人にも共有して頂きたいと思っております。

今年の司法修習生フォーラムのスローガンは「明日、誰かに話してみよう」です。社会問題・人権問題を知り、関心を持つきっかけを提供した

い、また、同じ志を持った仲間を見つけたという思いをこのスローガンに込めました。

青年法律家協会の先生方には、日頃より格別のご高配を賜り、誠にありがたく思っておりますところ、先生方に本年の司法修習生フォーラムのご案内とご支援のお願いをさせて頂きたく、僭越ながらこの場をお借りした次第でございます。

2 本年のフォーラムのご案内

(1) 本年の分科会

本年の司法修習生フォーラムでは、従来のフォーラムが行なっていたような企画や全体会といったものを特には設けず、全分科会横並びでの開催となります。分科会は実行委員が様々な案を出し合って議論をし、最終的には実行委員会員の投票によって決定しました。本年の分科会は「精神疾患による休職と解雇」「過労死問題と遺族支援」「視覚障害者から見た社会の実態と問題点」「入管と技能実習制度の人権問題」「AIと人権」「現代の労働組合」「性犯罪に関する立法論」「インターネットと名誉毀損」「ギグワーク」「女性アスリートの肖像権」の全一〇テーマとなります。

(2) 分科会の例

皆様に分科会のイメージを持っていただくために、この中から「入管と技能実習制度の人権問題」の内容を少しだけ紹介いたします。

当分科会の特色は入管の問題と技能実習制度の問題の両方を取り扱っていることです。

入管の収容施設では、昨年三月に亡くなったスリランカ人のウイシユマ・サンダマリさんのみならず、毎年のように死者が出ています。

一方、外国人技能実習制度は「現代の奴隷制」とも言われ、人身取引の温床となっている旨指摘されています。

いずれも日本人相手であったならば当然に人権問題として注目されるような悲惨な事例が山のようにあります。このように、入管の問題と技能実習制度の問題は、いずれも外国人が対等な人間として扱われていないという点で共通しています。当分科会では、具体的事例などを交えて、これらの問題がなぜ起きるのか、なぜ改善されないのかといった点を、制度的・歴史的側面から掘り下げ、日本に住む私たちがこれらの問題にどう向き合っていくべきかを考えます。

その他の分科会の詳細については私たちのホームページ ([https://7shuunet/free/2022theme](https://7shuunet.free/2022theme)) をご覧ください。



3 「J」支援のお願い

本年度は昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症流行のため、全ての企画をオンラインで開催いたします。開催形態は昨年と大きく変わるも

司法修習生フォーラム

主催：第75期司法修習生フォーラム実行委員会
協賛：青年法律家協会第75期司法修習生部会
開催日時：2022年5月下旬から7月上旬予定
開催態様：オンライン (Zoom)
企画内容：視覚障害者から見た社会の実態と問題点／入管と技能実習制度の人権問題／AIと人権／現代の労働組合／性犯罪に関する立法論／インターネットと名誉毀損／ギグワーク／過労死問題と遺族支援／女性アスリートの肖像権／精神疾患による休職と解雇

カンパのお振込先

口座名義：河西拓哉 (カワニシタクヤ)
金融機関：ゆうちょ銀行
店番：138
支店名：一三八
預金種目：普通預金
口座番号：0021003
お振込みいただく際には、事務所名とお名前を記載していただけますと幸いです。

【問い合わせ先】

第75期司法修習生フォーラム実行委員会事務局
Eメール：75thsihousyusyuseiforum@gmail.com
Twitter：SF75th
Facebook：第75期司法修習生フォーラム

のではありませんが、引き続き開催費用、感染対策費用、オンライン設備費、交通費の補助を考えますと、多額の費用を必要とします。司法修習生の給付金の額では、これらの費用を賄うことができず、先生方からのお力添えが必要な状況です。誠に恐縮ではございますが、司法修習生フォーラムの意義にご理解ご賛同をいただいた方には、

左記の口座にご支援をいただければ幸いです。既にご支援を賜っている先生方におかれましては、重ねてこのようなお願いをする無礼をご容赦くださいませ。ご不明な点がございましたら、左記問い合わせまでご連絡いただければ幸いです。

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】 6月9日(木)13時～

【修習生委員会】 6月4日(土)13時～

【広報委員会】 6月21日(火)18時～

お知らせ

▶改憲問題対策法律家6団体連絡会(当部会も参加)が、4月22日、「『日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案』(公選法並び3項目改正案)の拙速採決に反対する法律家団体の緊急声明」を発表しました。

▶4月28日には、改憲問題対策法律家6団体連絡会と、戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会で、「憲法審査会で何が語られているか。4.28議員会館前緊急集会～9条など自民党改憲4項目の議論をなし崩しで進めるな」を開催しました。

(動画の視聴)

<http://www.news-pj.net/movie/133077>

新人弁護士を 迎えるみなさまへ

▶入会の案内に青法協の紹介リーフレットをご活用ください。

(注文は本部事務局まで)



沖縄で会いましょう

□日 時 二〇二二年六月 五日(土) 二時～一八時、二六日(日) 九時半～二時
□会 場 沖縄市内

特別講演

「沖縄復帰五〇年～沖縄と憲法」 講師：新垣 勉 弁護士

若手弁護士向け実務講座

「家事事件(離婚関連事件)のノウハウ」 講師：林千賀子 会員

地元企画

「米軍による環境汚染」 講師：島袋夏子氏(琉球朝日放送制作プロデューサー)

オブシヨナルツアー 一三時半

「嘉手納基地と宮森小学校ジェット機墜落事故(一九五九 現場訪問)」

※詳細は別途送付の総会のご案内をご参照頂くか、弁護士合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。



編集後記

▶今年もなんとか形になりました神奈川特集。この一年、コロナ禍により支部委員会も支部総会も全てZoom、懇親会は駒井知会を招いた時の一度きりという状況で支部会員間の関係も希薄になっているという危機感が強くあります。▼事務局長である私自身も七三期の新人会員のうち数名とはZoomで話したことはあるものの直接会うことが一度もないまま、七四期の新人会員を迎える時期が来ました。▼そのような状況もあり、気の弱い私は関係を深められていない若手にあまり原稿を頼むこともできずにはいりましたが、この機会に神奈川ベテラン勢の活躍を全国に届けようと聞き直り、執筆者を経験豊富な先輩方で構成しました。特に岡田会員の「横浜燃ゆⅡ」はバックナンバー一五九一号の「横浜燃ゆ」と合わせてお楽しみ下さい。カジノを止めた神奈川の熱量が伝わるはずですよ。▼今回は得意の観光・グルメ特集ができませんでしたが、神奈川もかつての活気を取り戻しつつありますので、感染対策をしつつ是非神奈川に。

(鈴木啓示)